

国立大学病院臨床研究推進会議 規約

制定 平成24年10月11日(第1版)
改訂 平成25年 7月18日(第2版)
改訂 平成27年 3月12日(第2.1版)
改訂 平成27年 9月24日(第2.2版)
改訂 平成28年 6月 2日(第2.3版)
改訂 平成29年 3月 1日(第2.4版)
改訂 平成30年 6月29日(第2.5版)
改訂 平成31年 3月 1日(第2.6版)
改訂 令和 2年10月 1日(第2.7版)
改訂 令和 3年 4月 1日(第3版)
改訂 令和 4年 7月 1日(第4版)
改訂 令和 6年 3月 1日(第5版)

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、国立大学病院臨床研究推進会議(以下、「本推進会議」という。)と称する。

- 2 本推進会議の英語名は National University Hospital Clinical Research Promotion Initiative (NUH-CRPI) とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本推進会議は、国立大学病院における臨床研究の推進に係る組織が、情報共有や連携を通じて、質の高い臨床研究の安全かつ効率的な実施体制を整備し、新規医療技術の開発や既存技術の最適化に貢献することを目的とする。また、国立大学病院長会議(以下、「病院長会議」という。)常置委員会内研究担当と情報共有など連携を図り、将来像の実現を目指す。

(事業)

第3条 本推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 質の高い臨床研究を安全かつ効率的に実施するための体制整備に係る事業
- 3 新規医療技術の開発や既存技術の最適化に貢献するための事業
- 4 臨床研究を推進するための事業
- 5 病院長会議常置委員会内研究担当との連携により将来像の実現をするための事業
- 6 その他、目的達成に向けて推進するための事業

第3章 組織

(会員)

第4条 本推進会議は、国立大学病院において治験及び臨床研究を推進・支援する学内の組

織で構成する。学内に複数の組織が該当する場合は、代表者により学内の連携を図ることとする。会員は、本推進会議に継続的かつ積極的に参加し、本推進会議の活動に貢献するよう務めなければならない。

- 2 各大学病院は、病院長の推薦を受けた代表者を置く。
- 3 代表者は、以下の事項を会長に届け出て、その承認を得る。
 - 1) 代表者
 - 2) 参加を希望するトピックグループへの登録者
 - 3) 事務部門担当者(事務部長等。本推進会議の動きをメール等により共有し、病院執行部へ適時情報提供する者)(任意)
 - 4) 窓口担当者(日程調整やテレビ会議の設定等の担当者)
- 4 前項に異動等あるときは、代表者より会長に届け出る。なお、前項1)の場合は病院長の承認を得て、届け出る。

(会長、副会長)

第5条 本推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、幹事会で推薦された者とし、代表者会で審議のうえ病院長会議常置委員会での承認を受けるものとする。
- 3 会長は、必要に応じて副会長を若干名指名することができる。副会長は、会長の職務を補佐する。
- 4 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(代表幹事、幹事会委員)

第6条 本推進会議に幹事会委員を置く。

- 2 幹事会委員は以下のように定める。
 - 1) 会長及び副会長
 - 2) 病院長会議常置委員会理事校
 - 3) 病院長会議常置委員会研究担当正担当校、研究担当副担当校
 - 4) 病院長会議常置委員会データベース管理委員会委員長校
 - 5) その他会長又は副会長が必要と認める者
- 3 幹事会委員は、互選により代表幹事を選出する。
- 4 代表幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(トピックグループリーダー、トピックグループメンバー)

第7条 本推進会議にトピックグループ(以下「TG」という。)リーダーを置く。TGリーダーは、本推進会議の幹事会委員により選出する。

- 2 TGリーダーは、本推進会議の事業推進に努めなければならない。
- 3 TGリーダーの活動を補佐するため、本推進会議にTGメンバーを置く。TGメンバーは登録制とし、代表者が指名した者とする。

(タスクフォースリーダー、タスクフォースメンバー)

第8条 特定の課題を解決するために本推進会議にタスクフォース(以下「TF」という。)リーダーを置くことができる。TFリーダーは、本推進会議の幹事会委員により選出する。

- 2 TFリーダーは、速やかな課題解決に努めなければならない。
- 3 TFリーダーの活動を補佐するため、TFリーダーは会員からTFメンバーを指名することができる。指名に当たっては、指名する者の所属する病院の代表者の承認を得た上で行う。

(事務局、事務局長)

第9条 本推進会議の円滑運営を支援するために事務局を置く。事務局には事務局長を置く。

- 2 事務局長は、幹事会委員の承認を得た者とする。
- 3 事務局長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 事務局は、組織の情報共有や事務業務などが円滑に行われるよう支援する。

第4章 運営及び会議体

(幹事会)

第10条 本推進会議に幹事会を置く。幹事会は、幹事会委員で構成される。

- 2 幹事会は、本推進会議年度において4回/年程度開催及びメールによる協議・審議を行うこととする。
- 3 幹事会は、代表幹事が議事進行するものとする。
- 4 幹事会は、以下の事項について協議を行う。
 - ・ 本推進会議規約の策定、改訂
 - ・ 会長の推薦
 - ・ 事務局会メンバーの推薦及び承認
 - ・ 事業推進に係る事項の協議、決定
 - ・ 総会開催内容及び参加者の協議、決定
- 5 幹事会の決議は、過半数の幹事会委員が出席し、その過半数をもって行う。メール審議の場合は、メール議決の回答期限までに幹事会委員の過半数以上が回答し、その過半数をもって行う。

(代表者会)

第11条 本推進会議に代表者会を置く。代表者会は、代表者で構成される。

- 2 代表者会は、会長が運営し副会長及び代表幹事が補佐することとする。
- 3 代表者会は、本推進会議における以下の事項について、1回/年程度開催又はメールによる審議を行うこととする。
 - (ア) 幹事会で推薦された会長に関する審議
 - (イ) 本推進会議の規約の承認
 - (ウ) その他重要事項に関すること
- 4 代表者会の決議は、過半数の代表者が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行う。メール審議の場合は、メール議決の回答期限までに代表者の過半数以上が回答し、その3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 5 代表者会に出席できない代表者は、委任状その他の代理権を証する書面を会長に提出し

て、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、前項の適用については、その代表者は出席したものとみなす。

(総会)

第12条 本推進会議は、活動の広報を目的として総会を開催する。総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、1回／年開催することとする。
- 3 総会開催内容は、幹事会で協議、決定するものとする。
- 4 総会は、会員が参加することができる。なお、幹事会の協議、決定に応じて本推進会議を構成する者以外の参加を認めるものとする。

(TGリーダ会)

第13条 本推進会議は、各事業の推進状況や課題共有を目的としてTGリーダ会を置く。TGリーダ会は、代表幹事及びTGリーダで構成される。

- 2 TGリーダ会は、各事業の推進状況により代表幹事が招集し開催する。
- 3 TGリーダ会は、代表幹事が議事進行するものとする。

(TG会)

第14条 本推進会議は、事業推進を目的としてTG会を置く。TG会は、TGリーダ及びTGメンバーで構成される。

- 2 TG会は、2回／年以上開催するものとする。
- 3 TG会は、TGリーダが招集、開催及び議事進行するものとする。
- 4 TG会は、時限的な事業を推進するためワーキンググループを置くことができる。ワーキンググループを置くにあたり、TGリーダは、ワーキンググループリーダ及び必要に応じてサブリーダを指名する。

(TF会)

第15条 本推進会議は、特定の課題を解決することを目的として、TF会を置くことができる。TF会は、TFリーダ及びTFメンバーで構成される。

- 2 TF会は、TFリーダが招集、開催及び議事進行するものとする。

(事務局会)

第16条 本推進会議は、運営の円滑な推進を支援する目的として事務局会を置く。

- 2 事務局会は、幹事会で承認された事務局会メンバーで構成される。
- 3 事務局会は、本推進会議の運営に係わる事案が生じた場合に事務局会メンバーの要請に応じて適宜開催するものとする。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、本推進会議の運営に関し必要な事項は本推進会議が別に定める。

(附則)

附則1

- 1 本規約は、平成24年10月11日を制定日とし、平成24年10月11日を施行日とする。

附則2

- 1 第2版の改訂(平成25年7月18日)は、平成25年8月20日を施行日とする。
- 2 本推進会議の国立大学病院長会議の協議会としての組み入れは、平成25年1月10日開催の第2回幹事会にて承認され、同日の第1回代表者会にて確認され、平成25年6月14日開催の国立大学病院長会議総会の承認をもって確定し、同日に組み入れとなった。また、同日、国立大学病院長会議常置委員会に研究担当校が設置され、その指導の下に活動することになった。

附則3

- 1 第2.1版の改訂(平成27年3月12日)は、平成27年4月1日を施行日とする。

附則4

- 1 第2.2版の改訂(平成27年9月24日)は、平成27年12月1日を施行日とする。

附則5

- 1 第2.3版の改訂(平成28年6月2日)は、平成28年6月2日を施行日とする。

附則6

- 1 第2.4版の改訂(平成29年3月1日)は、平成29年4月1日を施行日とする。

附則7

- 1 第2.5版の改訂(平成30年6月29日)は、平成30年6月29日を施行日とする。

附則8

- 1 第2.6版の改訂(平成31年3月1日)は、平成31年4月1日を施行日とする。

附則9

- 1 第2.7版の改訂(令和2年10月1日)は、令和2年10月1日を施行日とする。

附則10

- 1 第3版の改訂(令和3年4月1日)は、令和3年4月1日を施行日とする。

附則11

- 1 第4版の改訂(令和4年7月1日)は、令和4年7月1日を施行日とする。

附則12

- 1 第5版の改訂(令和6年3月1日)は、令和6年3月1日を施行日とする。